

岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会平成 28・29 年度調査研究事業

地域移行に係る事業所の実態調査報告書

～地域移行から見た地域資源としてのグループホームの現状と課題～



岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会

地域移行に係る事業所の実態調査 ～地域移行から見た地域資源としてのグループホームの現状と課題～ 報告

岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会 調査研究委員長 古舘 友師

共同生活援助事業（グループホーム）は、1989年障害者地域生活援助事業（知的障害者地域生活援助事業、精神障害者地域生活援助事業は1992年）としてスタートし、その後2006年の障害者自立支援法の施行に伴いグループホーム・ケアホーム（共同生活介護事業）の2種類となり3障害統一の制度となった。そして2014年4月から現行のグループホームに一元化され、障がい者の地域移行に向けた体制整備が図られて来た訳であるが、そうした福祉法の変遷の他に消防法・建築基準法等の改正により既存建物が同事業に適合しない可能性が指摘されている。そこで、当協議会調査・研究会では、グループホーム運営が関係する法令に則って実施されているか、若しくは、現行の関係法令との乖離により運営自体が成り立たない事業所が存在する可能性も含め、アンケート調査を実施しグループホーム運営の現状と課題を整理することとした。

以下、調査した項目について簡略に記載する。

1 事業所情報

回答率40.5%と精度に欠くが、事業開始年度は障害者自立支援法が施行された年度前後が多く、以後平成25年まで順調に増加していたが、平成26年度から減少に転じている。

世話人との雇用形態は、業務委託と非正規職員で90%を占めており、運営面の厳しさから、正規職員の配置が難しい現状がうかがえる。

2 高齢障がい者への対応

障害者ホームヘルパーを活用している事業所は、3.6%と少数であったが、今後必要と回答した事業所が89.1%にのぼり、利用者の高齢化・重度化もさることながら、雇用形態や職員の高齢化・職員不足も影響していると考えられる。

3 消防法との関係

スプリンクラー設置を求められている事業所が23.2%、自動火災報知設備の感知器の作動と連動した火災通報装置の設置が求められている事業所が64.3%となっており、その内42.9%の事業所が補助金を期待していると回答している。自己資金で対応している事業所も35.7%となっているが、事業継続の為には消防設備の低廉化や補助金等の対応が望まれる。

4 建築基準法との関係

用途変更確認済書未提出事業所が44.6%、建築確認済書未提出事業所が31.6%で、他一部提出を含めるといずれも70%前後の事業所で提出されていない現状にある。

平成29年1月10日付け県南広土第508号「建築物の適切な維持管理について」において、平成28年7月11日以前に設置(指定)されたグループホームは、改正建築基準法の基準適用外とするとの見解が示されたが、グループホーム事業の継続を推進する為には、その見解の周知と基準日以降に設置されたグループホームにおいても、特に借家の事業所について、緩和策等の対応が望まれる。

5 労働基準法との関係

法改正や利用者の重度化・高齢化に伴いグループホームにおいて夜間職員を配置する事業所が53.8%と半数以上となっている。労働基準法上、夜勤以外の宿直及び断続的労働で運営している事業所にあつては、基準以上に勤務しなければならない実態も散見されている。又、雇用形態が業務委託契約とされている職員が回答事業所だけで115名に上っており、勤務実態を鑑みると、必ずしも業務委託契約が労働基準法に即していると言い難い現状にある。こうした現状を踏まえると労働基準法自体がグループホームの運営に沿った内容に改正する必要があるのではないかと。

6 その他（安全確保・意見要望等）

昨年発生した相模原市における殺傷事件以来、危機管理意識が高まり防犯監視システム等の設置をしている事業所も増加しているが、大半は内部体制や他機関との連携を重視している。

また、世話人の研修機会の確保では、その必要性を認識し実際に研修を実施している事業所が多かった。

《調査結果から見るグループホーム運営の現状と課題》

1 世話人の研修機会の充実

グループホームが制度化された際、その対象者は「身辺自立された障がい者」と規定されていた経緯もあり、現在も「支援度の低い軽度の障がい者」が利用できるサービスと捉えている当事者・家族が多く存在する。しかし、障害者自立支援法、そして現行の障害者総合支援法においては、支援区分により報酬に差はあるものの、支援度の高い障がい者でも利用できる制度となっている。実際に、日本知的障害者福祉協会地域支援部会が実施した「平成28年度全国グループホーム実態調査報告※1」において、「障害支援区分4～6」の利用者が増加していることに加え、年齢構成も40歳以上の利用者が60%を超える実態が示されており、グループホーム利用者の重度化、高齢化が進んでいる現状が浮き彫りになっている。

世話人は利用者のもっとも身近にいて支援を行う存在である。今後、利用者の重度化、高齢化がさらに進んでいくことが推測される中、現場の課題に沿った研修や世話人同士の情報交換を企画していくなど、きめ細やかなフォローアップが必要である。

2 人材の確保

世話人の年齢構成をみると60代が最も多く、次いで50代、70代と続いており、世話人の高齢化も顕著である。グループホームに限らず、人材の確保は福祉分野共通の課題ではあるが、報酬面や待遇面の改善を図るとともに、行政や福祉施設・事業所をはじめ、関係機関が一体的となり、人材確保に向けて取り組みを進めていく必要がある。

3 消防法及び建築基準法の規制緩和

グループホームでの火災事故発生の度に消防法や建築基準法の見直しが行われ、その都度基準が厳格化してきた。安全確保の観点から事業所としても当然遵守すべきものではあるが、限られた報酬の中で運営する事業所においては、設備整備費の確保が課題となっていることから、補助金制度の創設が望まれる。

加えて、基準を満たす物件の確保が難しい現状もあり、基準の厳格化が事業拡大を阻む要因となっている。今回の調査により、安全確保と規制緩和という両極の課題が浮かびあがった訳だが、行政には双方に対応した柔軟な取り組みを求めたい。

4 業務委託契約の在り方及び労働基準法の見直し

世話人の雇用実態では、宿直や断続的労働の問題、業務委託契約の問題等、各事業所が苦慮している現状が明らかになった。障がい者のグループホームにおいては、「平日の日中は利用者が不在となる」ことから高齢者のグループホームとの比較が難しい。業務委託契約のあり方を検討すると共に、障がい者のグループホームに特化した労働基準法の抜本的な見直しが必要なのではないかと。

《結びに》

障がい者の地域移行の地域資源として、これまでグループホームは重要な役割を担ってきており、これからも、その重責は変わらないであろう。その重責を担うため、今回調査した関係法令の問題点について提言し、関係機関や行政と共に改善に向けた一助となれば幸いである。

※1 日本知的障害者福祉協会(2016)『地域支援部会・相談支援部会関係調査報告書 2016』

地域移行に係る事業所の実態調査

○調査票送付先

岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会会員事業所：188 事業所 ※平成 29 年 1 月現在

○調査対象

岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会会員事業でグループホームを運営する事業所

○回答数

56 事業所

○回答率

40.5%

※ 岩手県内グループホーム事業所 138(平成 28 年 12 月現在)を基準とした場合

○調査期間

平成 29 年 2 月 14 日～3 月 17 日

○調査基準日

平成 29 年 1 月 1 日

<事業所情報>

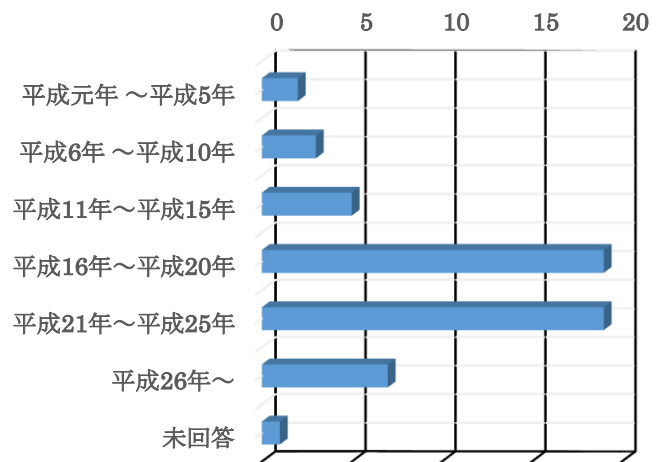
問1 あなたの事業所の所在地、指定年度、定員、障がい種別毎の人数について、ご回答ください。

① 所在地（市町村）

市町村	回答数	市町村	回答数	市町村	回答数	市町村	回答数
盛岡市	9	久慈市	2	二戸市	1	金ケ崎町	2
宮古市	4	遠野市	1	八幡平市	1	山田町	1
大船渡市	2	一関市	7	奥州市	9	田野畑村	1
花巻市	5	陸前高田市	2	滝沢市	2	一戸町	2
北上市	2	釜石市	1	矢巾町	3	合計	56

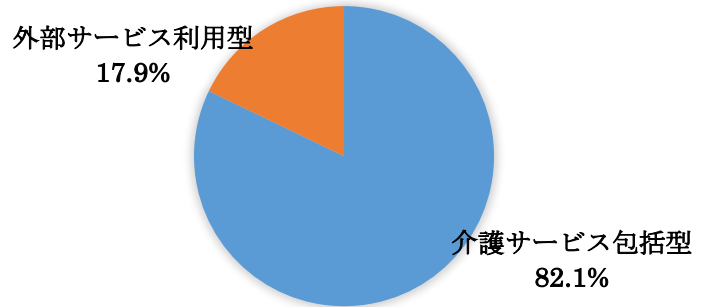
② 事業開始年度

事業開始年度	回答数
平成元年～平成5年	2
平成6年～平成10年	3
平成11年～平成15年	5
平成16年～平成20年	19
平成21年～平成25年	19
平成26年～	7
未回答	1
合計	56



③ グループホームの形態

形態	回答数
介護サービス包括型	46
外部サービス利用型	10
合計	56



—考察—

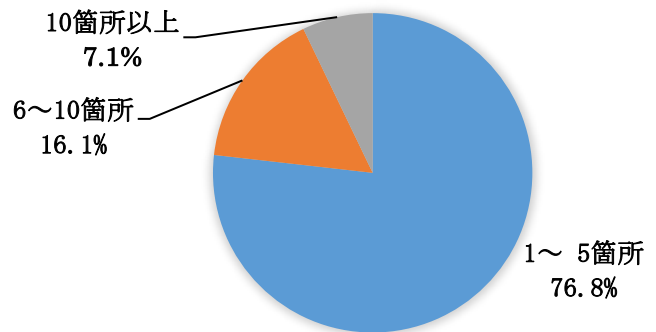
生活支援員の配置が必要な従来形態である、介護包括型が 82.1%を占めている。要因として外部サービス利用型は平成 26 年度からの制度であり、現実的に従来型の体制で運営しているグループホームが多いと言える。また外部サービス利用型は居宅介護事業所が近くにあることが条件となる為、この形態を選択する事業所は少ないと思われる。

④ グループホーム数

○総合計 237 箇所(最大 27 箇所、最小 1 箇所)

内訳

ホーム(箇所)	回答数
1～ 5	43
6～10	9
10～	4
合計	56



—考察—

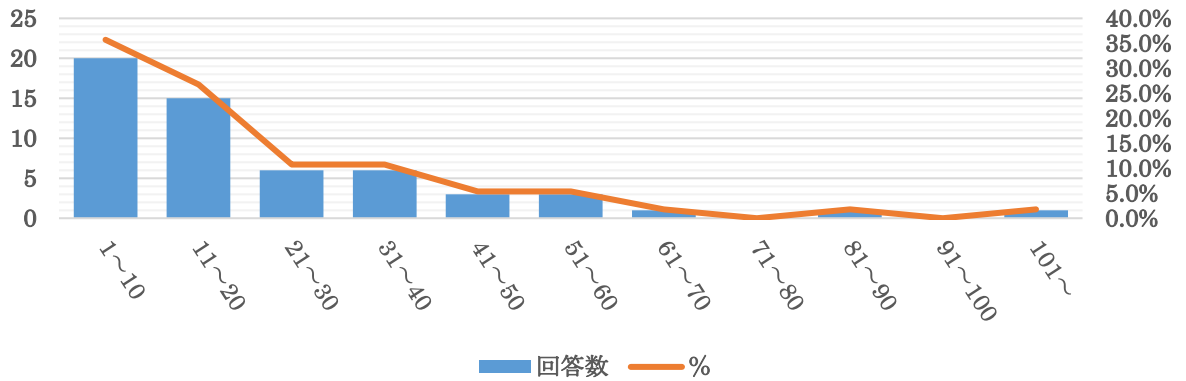
5 箇所以内が最も多く、76.8%を占めている。グループホームのサービス管理責任者の配置基準は 30 人に 1 人であるため、1 住居 5～6 人だとすると、きりの良い 5 箇所以内が多いのではないかとと思われる。又、グループホーム単独事業では、経営的に難しい為、日中事業所と一体的に運営している事業所が多いと思われる。

⑤ 定員

○総合計 1,304 名(最大 127 人、最小 4 人)

内訳

定員(人)	1～10	11～20	21～30	31～40	41～50	51～60	61～70	71～80	81～90	91～100	101～	合計
回答数	20	15	6	6	3	3	1	0	1	0	1	56
%	35.7	26.8	10.7	10.7	5.4	5.4	1.8	0	1.8	0	1.8	100

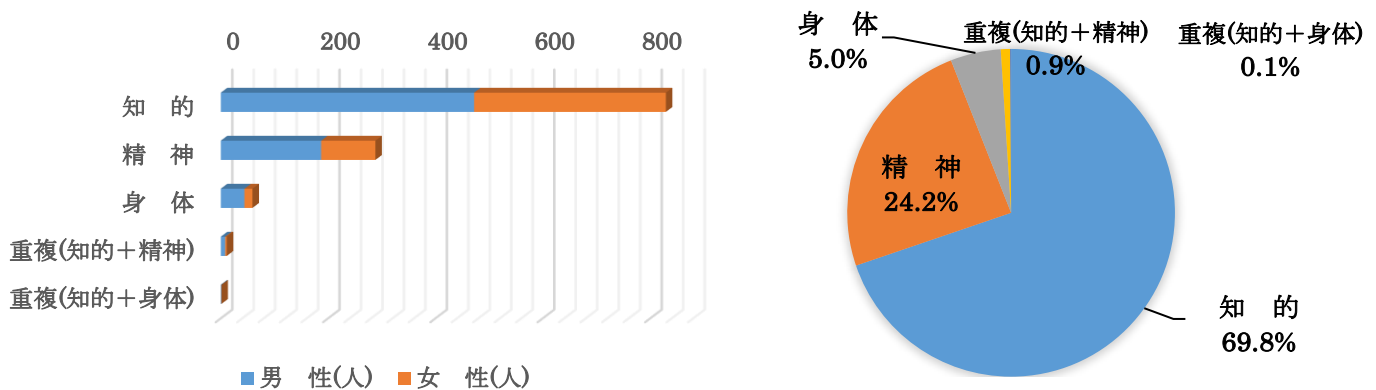


—考察—

グループホームの数とサービス管理責任者の配置と関連し、定員 30 人以下が最も多く合せると 73.2%を占めていることが理解できる。

⑥ グループホーム入居者の障がい種別及び人数

種別	男性(人)	女性(人)	合計	%
知的	472	357	829	69.8
精神	187	101	288	24.2
身体	44	15	59	5.0
重複(知的+精神)	8	3	11	0.9
重複(知的+身体)	1	0	1	0.1
合計	712	476	1188	100

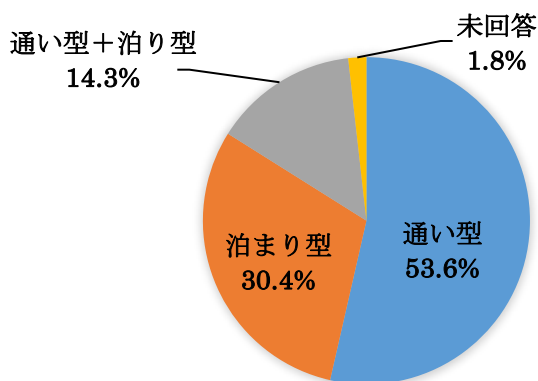


—考察—

知的が約 70%を占め、知的、精神を合わせると 94%を占める。身体が少ない理由は、現状のグループホームでは建物の構造上、廊下が狭く車椅子の利用が難しいことや、2 階建の建物の場合、エレベータ等の設置が必要となることから物理的な要因が大きいと思われる。また、身体介護の支援が必須である為、グループホームの配置基準である生活支援員だけでは対応が困難であると思われる。

⑦ 世話人の勤務形態(事業所数)

形態	回答数
通い型	30
泊まり型	17
通い型+泊り型	8
未回答	1
合計	56



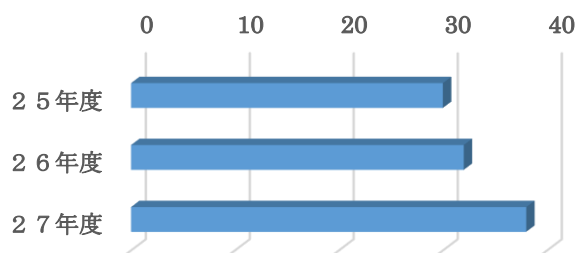
—考察—

通い型（通い型+泊り）で60%を超えており、半数以上のグループホームでは夜間対応の必要の無い自立度の高い利用者が占めているものと考えられる。また、グループホームに生活支援員が配置される制度設計になったことから、夜間部分は生活支援員が支援しているケースが多いと思われる。

問2 あなたの事業所では、過去3年間の内、新たに入居者（在宅の方がご家庭を離れた場合も含む）として受け入れたご利用者はいますか。いる場合は、年度ごとの人数をご記入ください。

○入居者の受入あり

年度	25年度	26年度	27年度
事業所数	30	32	38

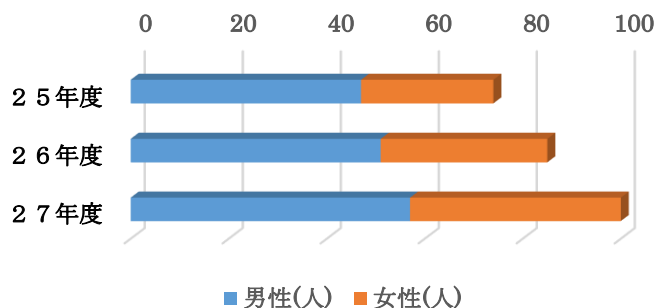


—考察—

回答数56事業所中、年間受入事業所数は30~38事業所と新規で受入れている事業所は半数程度である。また事業開始年度が平成20年から25年がピークで、定員増や新規でグループホームを開設する事業所は多くないと思われる。

○受入人数(合計)

年度	25年度	26年度	27年度
男性(人)	47	51	57
女性(人)	27	34	44
合計	74	85	101



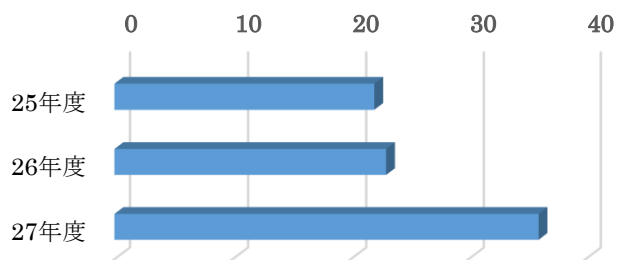
—考察—

入居者の受入事業所と関連して、1事業所当たり平均1.5人/年と受入人数は少ない。

問3 あなたの事業所から、過去3年間の内、他の暮らしの場に移行したご利用者はいますか。いる場合は、年度ごとの人数をご記入ください。

○他の暮らしの場への移行あり

年 度	25 年度	26 年度	27 年度
事業所数	22	23	36

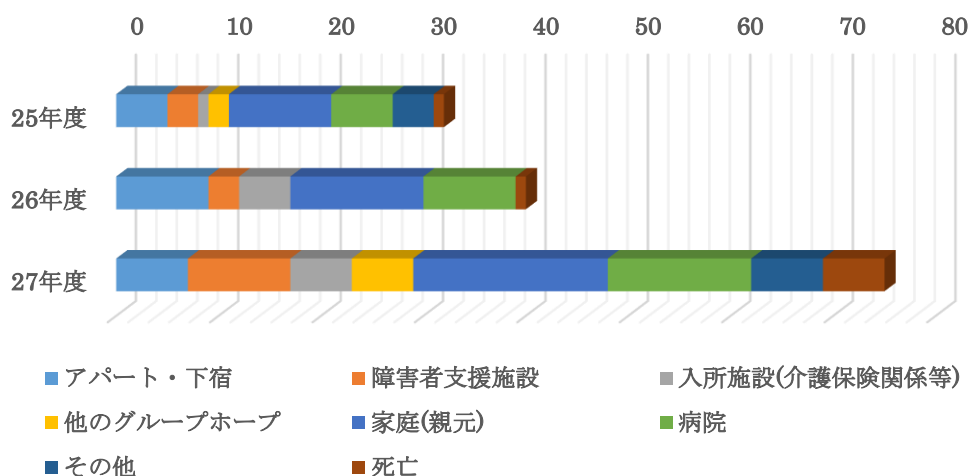


—考察—

入居者の受入事業所、受入人数と関係して、移行人数も少ない。また、移行しグループホームに空きが出るとすぐに埋まってしまう傾向にあることが、新規で受け入れている事業所数との間で相関関係がみられる。

○移行先

	25 年度	26 年度	27 年度	合計
アパート・下宿	5	9	7	21
障害者支援施設	3	3	10	16
入所施設(介護保険関係等)	1	5	6	12
他のグループホープ	2	0	6	8
家庭(親元)	10	13	19	42
病院	6	9	14	29
その他	4	0	7	11
死亡	1	1	6	8
合 計	32	40	75	147



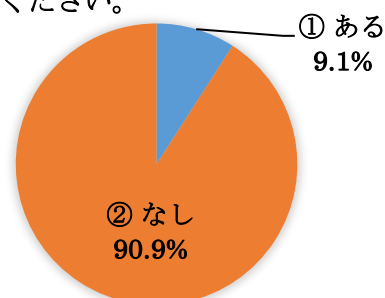
※「その他」に記入した場合、具体的な移行先をご記入ください。

- ・ 自宅で一人暮らし
- ・ 結婚(3)
- ・ 宿泊型自立訓練
- ・ 母方祖父母宅

—考察—
 障害者支援施設、入所施設（介護保険施設）、病院等への移行が約40%を占めており、病弱化による入院や高齢化に起因する高齢者施設の利用等が考えられる。また、地域移行を進めた結果、行動障がい等で不応になり、入所施設に戻ってしまうケースも考えられる。一方グループホームからアパートや家庭など次の生活に移ることがあり、グループホームは終の住みかではなく居住支援の一つとして利用されていることが分かる。

問4 平成28年4月から障がいの有無によって分け隔てなく、共生する社会の実現に向けて障害者差別解消法が施行されました。しかし、法施行に反し障がい者施設（グループホーム）設置への反対運動に直面した事例を良く聞きますが、あなたの地域でも地域住民の反対でグループホーム設置を見送ったケースがありますか。いずれかを○で囲んでください。

①	ある	5
②	なし	50



※ 設置見送りはないが、「近隣から苦情がある」と回答が1事業所あり。（上記回答に含まず）

—考察—
 概ね地域の理解は得られていると思われるが、地域によって一部苦情になっている現状が窺える。

問5 問4で①「ある」と回答した事業所では、グループホーム設置の理解を得るために、地域に対し、どのような働きかけをしましたか。具体的にご記入ください。

- ・ 地域への説明会、各自治会長・民生委員への周知と協力依頼
- ・ 近隣の住民対象の説明会を開催したが、説明会に参加していない特定の住民から苦情（実際に問題が発生したのではなく、どんな人が住んでいるのか、何かされるのではないかな不安。気味が悪い）が頻回にあり、移転を余儀なくされた事例がある。
- ・ 区長に説明をして理解協力を求めたが、団地エリアだったため、了承を得られなかった。

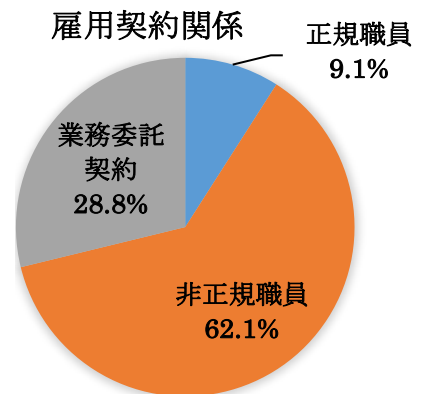
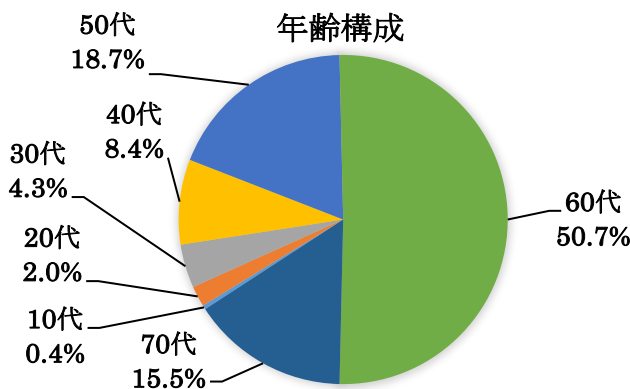
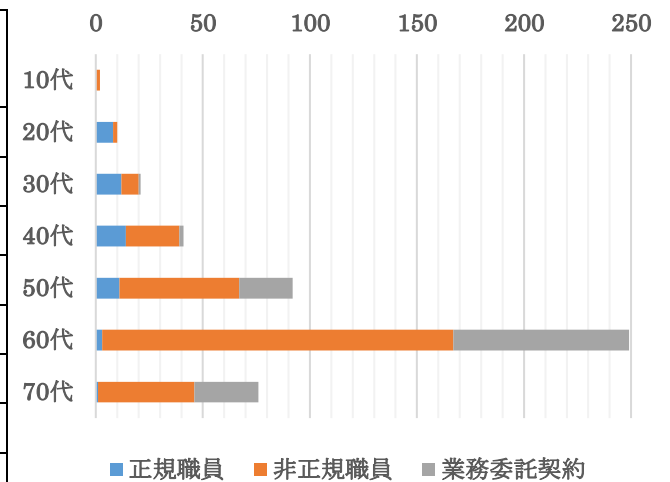
- ・地域住民に反対されれば、設置を見送る選択しかないのが現状。他の候補地を探すしかない。
- ・自治会での説明など。
- ・グループホームが隣にあることを理解してもらえず、「挨拶もしてほしくない」、「同じ地区のゴミ捨て場所も使ってほしくない」といった声があがっている。

—考察—

地域の自治会長など地域の有力者等に協力を得て、粘り強く交渉する必要がある。そのためには職員自身が地域に溶け込んでいて、障がい理解を自然な形で浸透させておくことが有効であると思われる。中核政令市等や郡部によって地域格差があるのではないかと考えられる。

問6 あなたの事業所における世話人との雇用契約関係及び年齢構成をご記入ください。

	正規職員	非正規職員	業務委託契約
10代	0人	2人	0人
20代	8人	2人	0人
30代	12人	8人	1人
40代	14人	25人	2人
50代	11人	56人	25人
60代	3人	164人	82人
70代	1人	45人	30人
計	44人	302人	140人

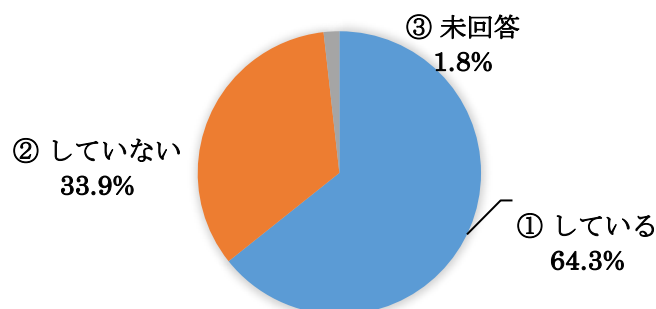


—考察—

業務委託と非正規職員で90%を占めており、経営的に正規職員を配置できる制度設計になっていないことが分かる。また、年齢は60歳代が半数以上を占め、その半数は業務委託契約によるものである。業務委託は雇用関係ではないので、労務的な管理が必要ないというメリットはあるが、労災等のリスクは否めない。60歳代以上では80%以上が業務委託である。このことは、平成元年にグループホームが制度化されたときの歴史的な沿革によるものと思われる。

問7 あなたの事業所では、世話人やバックアップ施設職員以外に事業所担当(生活支援員等)の職員を配置していますか。いずれかを○で囲んでください。

①	している	36
②	していない	19
	未回答	1

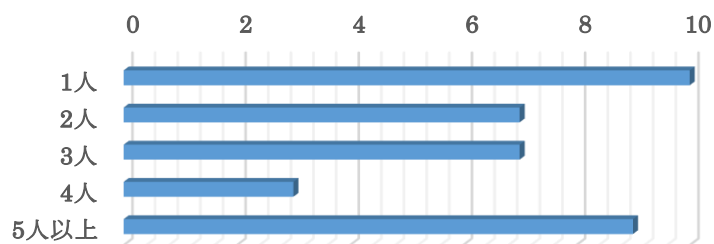


—考察—

グループホーム利用者は、軽度の方から重度の方まで多岐に渡る。そのため、60%以上の事業所では個別的な支援が必要な状況にあり、生活支援員を配置していると思われる。

問8 問7で①「している」と回答を頂いた事業所にお聞きします。その職員数は何人ですか。いずれかを○で囲ってください。

①	1人	10
②	2人	7
③	3人	7
④	4人	3
⑤	5人以上	9



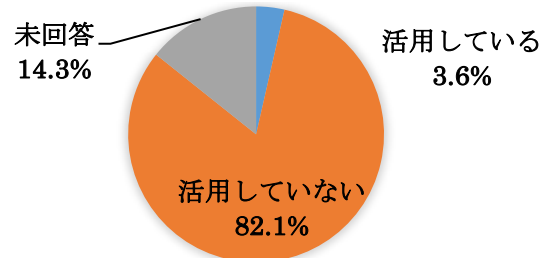
—考察—

グループホームの数や勤務体制によって職員数に違いがあると思われるが、主に世話人の休日保障や通院支援等の個別支援が業務内容として考えられる。

<高齢障がい者への対応について>

問1 介護サービス包括型の事業所にお聞きします。あなたの事業所では、障害者ホームヘルパーを活用していますか。いずれかを○で囲んでください。

①	活用している	2
②	活用していない	46
	未回答	8



—考察—

介護サービス包括型の事業では「障害者ホームヘルパーの活用はできない」という認識なのではないか。原則できないが、特例での利用はできるということが周知されていないのではないか。利用できたとしても派遣決定までの条件によるハードルの高さから利用に結びつかないと思われる。

問2 問1で①「活用している」と回答をした事業所にお聞きします。平成29年1月1日を基準日として、直近1か月の対象利用者数、延べ利用回数をご記入ください。

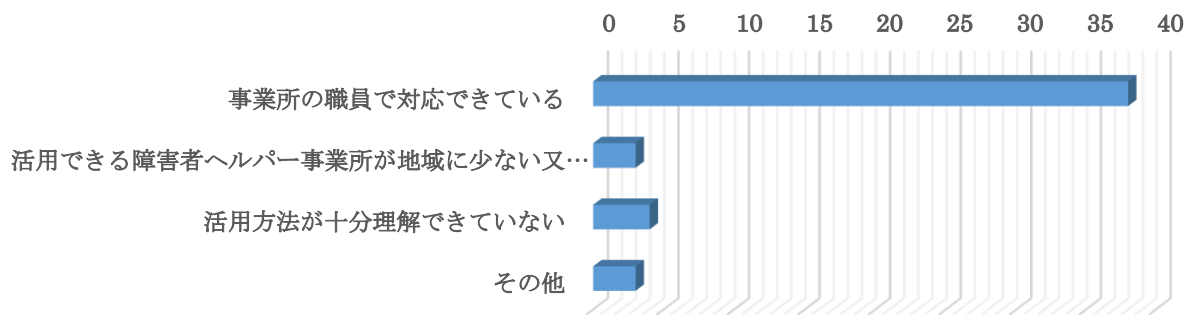
対象ご利用者数	月平均 2人 / 月
延べ利用回数	月平均 62回 / 月

—考察—

利用できるのが全介助の方で、慢性疾患があることや医師の診断が必要であり、活用しにくい条件ではある。利用人数に比べ回数が多いことから、かなり必要性の高い方、重度の方を地域の中で受け入れている状況があることが分かる。

問3 問1で②「活用していない」と回答した事業所にお聞きします。障害者ホームヘルパーを活用しない理由について、いずれかを○で囲んでください。(複数回答可)

①	事業所の職員で対応できている	38
②	活用できる障害者ヘルパー事業所が地域に少ない又ははない	3
③	活用方法が十分理解できていない	4
④	その他	3



※ 「その他」に○をした場合、具体的にご記入ください。

- ・必要とするサービスを利用できる資源がなかった。100%有償で利用した。
- ・訪問介護を利用している
- ・今後、利用者さんの状態に応じて活用していこうと考えている。

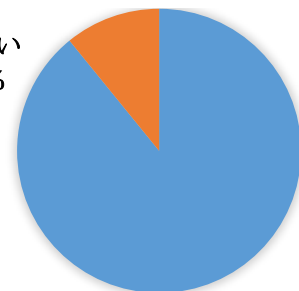
—考察—

この結果から配置されている生活支援員や世話人、バックアップ施設の職員などで対応できている現状が窺われる。

問4 問1で②「活用していない」と回答した事業所にお聞きします。利用者の高齢化と重度化を踏まえ、障害者ホームヘルパーの活用は今後必要だと思いますか。いずれかを○で囲んでください。

①	必要である	41
②	必要ない	5

必要ない
10.9%



必要である
89.1%

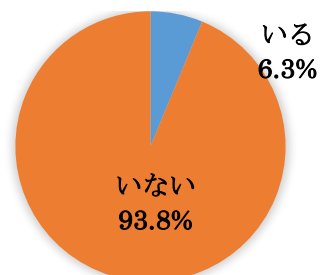
—考察—

調査回答事業所のうち 82%以上が活用していないのだが、89%の事業所が今後必要と考えている。利用者の高齢化・重度化もさることながら非正規職員（世話人）が 69.2%、業務委託職員は 80%が 60、70 歳代であることから職員の高齢化や職員不足の現状からも必要という回答が出されている。

問5 あなたの事業所で、介護保険サービス(訪問介護)を利用している方はいますか。いずれかを○で囲んでください。なお、①「いる」と回答した事業所は、人数をご記入ください。

※ 要介護認定を受けている方は、平成30年3月31日まで利用できます。

①	いる	3	⇒(総合計7人) ※最大5人、最小2人
②	いない	45	



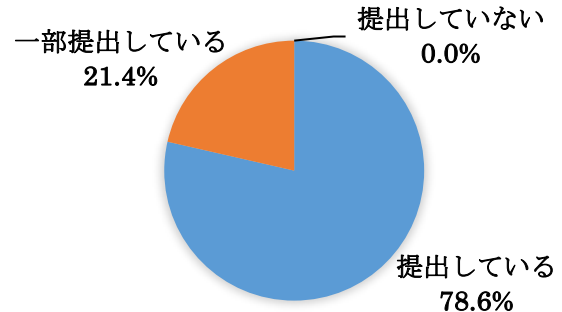
—考察—

問1のホームヘルパーの活用と同じく利用できることの周知がなされていない。また、できるとしてもハードルが高く簡単には利用できないものとなっている現状が、この数字から読み取れる。

<消防法との関係について>

問1 あなたの事業所では、各市町村で制定されている火災予防条例において求められている「防火対象物使用開始届出書」を、管轄内の消防署に提出していますか。いずれかを○で囲んでください。

①	提出している	44
②	一部提出している	12
③	提出していない	0



※ ①「提出している」又は②「一部提出している」と回答した事業所は、「防火対象物使用開始届出書」を、管轄内の消防署に提出しているグループホーム数をご記入ください。

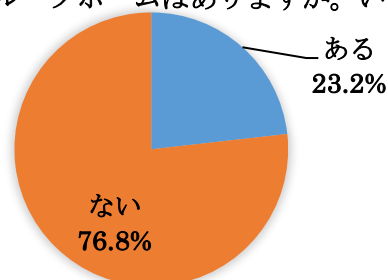
運営しているグループホーム数	総合計 230 箇所(最大 27 箇所、最小 1 箇所)
提出しているグループホーム数	総合計 181 箇所(最大 27 箇所、最小 1 箇所)

—考察—

すべての事業所で提出されているものの、提出しているグループホームは 181/230 にとどまっている。条例により求められているもので、万々に備えて、消防署に建物の状況を把握してもらうものであり、全てのグループホームにおいて提出する必要がある。

問2 あなたの事業所で、消防法施行令第十二条(スプリンクラー設備に関する基準)に該当し、スプリンクラー設備の設置が求められているグループホームはありますか。いずれかを○で囲んでください。

①	ある	13
②	ない	43



※ ①「ある」と回答した事業所は、スプリンクラー設備を設置しているグループホーム数をご記入ください。

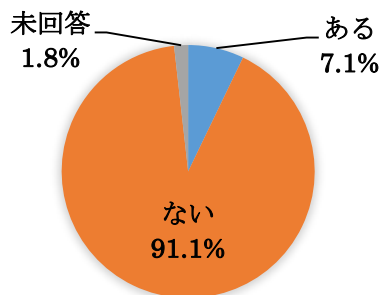
運営しているグループホーム数	総合計 51 箇所(最大 8 箇所、最小 12 箇所)
設置しているグループホーム数	総合計 13 箇所(最大 2 箇所、最小 0 箇所)

—考察—

スプリンクラー設置が求められているグループホームが 23.2%であるが、利用者の障害程度区分によりそもそも設置を必要としなかったか、又は、事業所内で工夫して対応した結果によるものと考えられる。

問3 あなたの事業所では、消防法施行令第十二条(スプリンクラー設備に関する基準)に際し、「介助がなければ避難できない者」が8割を超えないように制限したことがありますか。いずれかを○で囲んでください。

①	ある	4
②	ない	51
	未回答	1



—考察—

制限をしたことがある事業所は7.1%にとどまったことは、グループホーム利用者の障害程度が、制限を必要としていなかったことを示しているか検証が必要である。

※ ①「ある」と回答した事業所は、具体例をご記入ください。

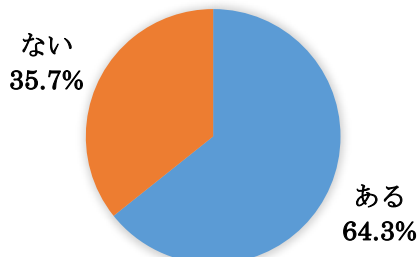
- ・意図的に制限したのではないが、ホーム間で転居する事案が発生した際、候補となる方を決めるのに障害支援区分を考慮した経緯がある。
- ・空室のあるホームに区分4以上の方が1名入ると基準に抵触するような場合、無条件に受け入れ可能かと言えば否と思われる。
- ・障害支援区分4以上の利用者が8割を超えないように、グループホーム間での移動(転居)を行ったことがある。
- ・他のホーム入居者とホーム入れ替えをしたケースあり。
- ・設置に耐えられる物件ではなく、常に8割を超えないように調整している。制限でなく、あくまで調整である。

—考察—

利用の制限をしないように利用者の調整により対応するように各事業所で工夫したものと思われる。

問4 あなたの事業所では、消防法施行規則第二十五条(消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準)に該当し、自動火災報知設備の感知器の作動と連動した火災通報装置の設置が求められているグループホームはありますか。いずれかを○で囲んでください。

①	ある	36
②	ない	20



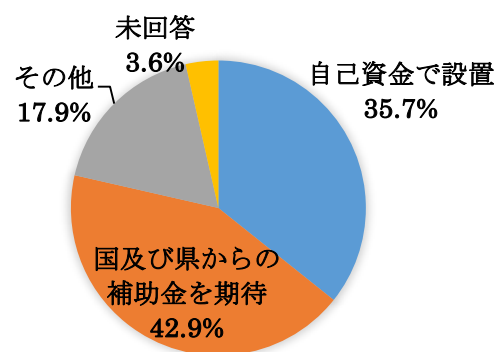
※ ①「ある」と回答した事業所は、「自動火災報知設備の感知器の作動と連動した火災通報装置」の設置が求められているグループホーム数をご記入ください。

運営しているグループホーム数	総合計 126 箇所(最大 13 箇所、最小 1 箇所)
設置が求められているグループホーム数	総合計 74 箇所(最大 13 箇所、最小 1 箇所)

—考察—
 火災報知設備の設置が求められているホーム数は 74 箇所である。過去にあったグループホーム火災の検証から求められているものであり、適切な設置に努める必要である。

問5 経過措置期間の平成 30 年 3 月 31 日までにスプリンクラー、自動火災報知設備、火災通報装置等を設置しなければなりません、費用の捻出をどのように考えていますか。いずれかを○で囲んでください。

①	自己資金で設置する予定	20
②	自己資金では厳しいので国及び県からの補助金を期待する	24
③	その他	10
	未回答	2



※ 「その他」に○をした場合、具体的にご記入ください。

- ・居室面積が 100 m²を超える部屋についてはスプリンクラーの設置が義務付けられるとの指摘を受け、業者に見積もりをお願いしたところ 1000 万円かかるとのこと。自己資金では難しいため、どのように捻出したらよいか頭を悩ませている。
- ・延べ面積が 300 m²以下であり、現に住警器（連動型、煙式）が設置されており、製造から 10 年を超えていないことから、自動火災報知設備の代替と認めて頂く申請をしいている。
- ・該当ホーム 1 ホームについて、築年数が古いためスプリンクラーを設置するのにふさわしい物件ではないが、契約年数もまだあるため、該当利用者の住替えを検討している。
- ・グループホーム移転の為、平成 27 年 4 月より新しく設置したが、消防署指導によりスプリンクラーが設置しないと許可出来ないと指摘を受けた。その為、NPO 法人の自己資金で（借入 700 万）現在工事中である。
- ・自己資金にて設置済み(2)
- ・開設予定があり、補助制度もないので自己資金対応せざるを得なかった。
 ※県からの文書通知は時間もなくあまりに一方向的であった。
- ・GH を新しく建て替え、大家に設置をお願いしたいと考えている。
- ・家主負担をお願いしている。
- ・大家との折半

—考察—

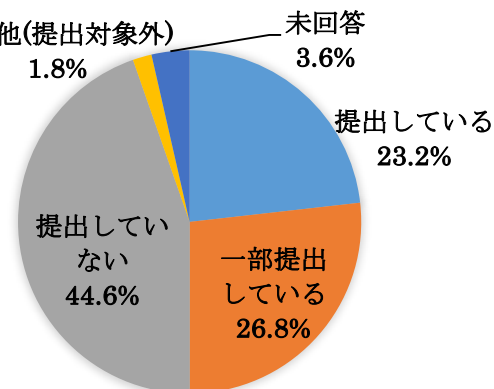
経過措置期間の終了が近づいており様々な方法で、財源を確保して既に設置したところがある一方で国や県からの補助金を期待しているところも 42.9%にも上り、経過措置期間中に設置が可能なのか不安になるところである。

また、設置経費についても業者や設備によって大きな差があり、価格、設備の標準化求められる。

<建築基準法との関係について>

問1 あなたの事業所では、建築基準法第6条（建築物の建築等に関する申請及び確認）により、グループホームに供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるものについて、「用途変更確認済書」を提出していますか。いずれかを○で囲んでください。その他(提出対象外)

①	提出している	13
②	一部提出している	15
③	提出していない	25
	その他(提出対象外)	1
	未回答	2



※ ①「提出している」又は②「一部提出している」と回答した事業所は、「用途変更確認済書」を提出しているホーム数を記入ください。

運営しているホーム数 総合計 121 箇所(最大 18 箇所、最小 1 箇所)

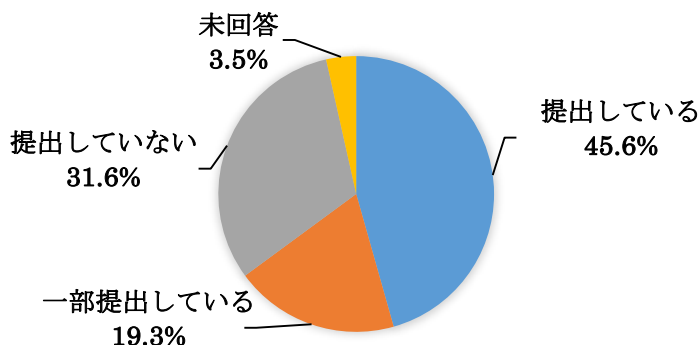
「用途変更確認済書」を提出しているホーム数 総合計 61 箇所(最大 9 箇所、最小 1 箇所)

—考察—

「用途変更確認済書」を提出していないと回答した事業所 44.6%、一部提出している事業所 26.8%を合わせると 71.4%となり、未提出の事業所が多い。「用途変更確認済書」の提出が周知されていないと思われる。

問2 あなたの事業所では、岩手県建築基準法施行条例第4条（敷地と道路の関係）の条件を満たし、「建築確認済証」を提出していますか。いずれかを○で囲んでください。

①	提出している	26
②	一部提出している	11
③	提出していない	18
	未回答	2



※ ①「提出している」又は②「一部提出している」と回答した事業所は、「建築確認済証」を提出しているグループホーム数をご記入ください。

運営しているグループホーム数 総合計 136 箇所(最大 18 箇所、最小 1 箇所)

「建築確認済証」を提出しているグループホーム数 総合計 76 箇所(最大 9 箇所、最小 1 箇所)

—考察—

「建築確認済証」を提出している事業所 45.6%、一部提出している事業所 19.3%を合わせると 64.9%となり、改正建築基準法が周知されていると思われる。

問3 あなたの事業所では、建築基準法の規定に適合していないとして移転、規模縮小の是正が求められた場合にどのように対応しますか。下記にご記入ください。

- ・是正指示に従い対応する。(11)
- ・規模縮小(3)
- ・規模縮小(グループホームを無くすわけにはいかないが、移転等で新規にグループホームを建設するのは予算的に無理)
- ・移転や縮小等を総合的に検討し対応する。(4)
- ・新規物件もしくは独自のGH設置(2)
- ・新規住み替え用ホームの設置について検討中。
- ・新たに建築基準法の規定に適合する賃貸物件を、不動産屋及び住宅会社等を通して新築し賃貸借契約を結び住替える。
- ・GHの建て替えを検討する。(例えば建築会社に大家になってもらう等)
- ・事業としての存続が難しくなり、事業を廃止せざる負えなくなることが、予想される。
- ・事業所の廃止または移転
- ・帰る場所のない利用者さんが多く、新たな物件を探しグループホームを継続したいと考えるが、既存家屋をそのまま利用することは現実的に無理な状況。改修費用が大きくなれば家賃の額が上がり、現在利用されている利用者さんの負担が大きくなる。又、住み慣れた地域から離れる可能性や、日中活動の場との距離、法に合わせて改修した場合の退去時における原状復帰の費用負担も考えると、グループホーム事業からの撤退もありうる。
- ・移転先を探すこととなるが、物件探しも難しい状況で、更に建築基準法に適合するための改築が必要となると、最悪の場合適合しないGHは廃止するしかない。
- ・建築基準法に適合していない個所があり、建築士と協議して見積概算を作成中。
- ・検討中(2)
- ・法人内の協力のもと対応するが、大きな障害となる。
- ・現在住んでいる利用者のことを考え、県や国に相談する。このことで補助金等がないかを確認する。
- ・現実的には移転は困難
- ・求められたことなし。
- ・現時点では求められていない。(28年7月11日以前からの事業所は不問との振興局の対応であった)

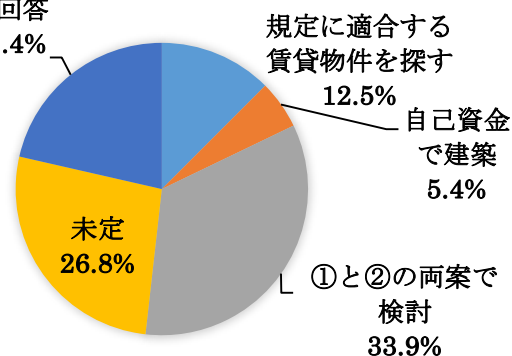
—考察—

複数回答があることから、一概に数字のみで分析はできないが、改正建築基準法の改正趣旨を理解し、「是正指示に従い対応する」との回答が11事業所と一番多い。次に多いのは、「移転や縮小等を総合的に判断する」との回答が4事業所、「規模縮小」が3事業所と続く。

改正建築基準法に関し、「是正指示に従い対応する」との回答と同様に、肯定的な意見として、「新規物件を独自で建築する」との回答が3事業所からでている。また、「不動産会社や住宅会社等を通じて新築の賃貸物件を検討している」との回答が2事業所あり、対応策の方向性が示されている。

問4 建築基準法の規定に適合していないグループホームがある場合、代替物件をどのように設置しようと考えていますか。いずれかを○で囲んでください。未回答

①	建築基準法の規定に適合する賃貸物件を探す	7
②	自己資金で建築する	3
③	①と②の両案で検討する	19
④	未定	15
	未回答	12

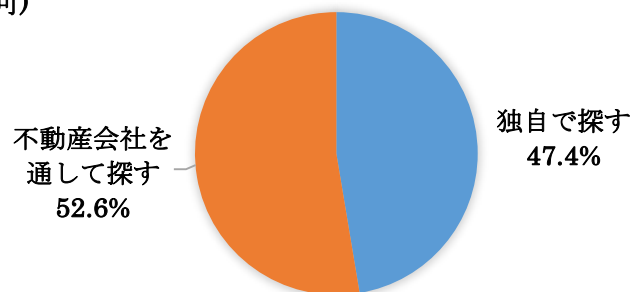


—考察—

①「建築基準法の規定に適合する賃貸物件を差探す」、②「自己資金で建築する」と③「①と②の両案で検討する」を合わせると 51.8%となる。未回答 21.4%を検討中の事業所と想定し、未定 26.8%と合わせると、方針未定の事業所は 48.2%に上り、物件の確保は事業所の大きな課題となっている。

問5 問4の設問で①「新たに建築基準法の規定に適合する賃貸物件を探す」又は③「①と②の両案で検討する」と回答した事業所にお聞きします。賃貸物件をどのような方法で探す予定ですか。該当する項目を○で囲んでください。(複数回答可)

①	独自で探す	18
②	不動産会社を通して探す	20



—考察—

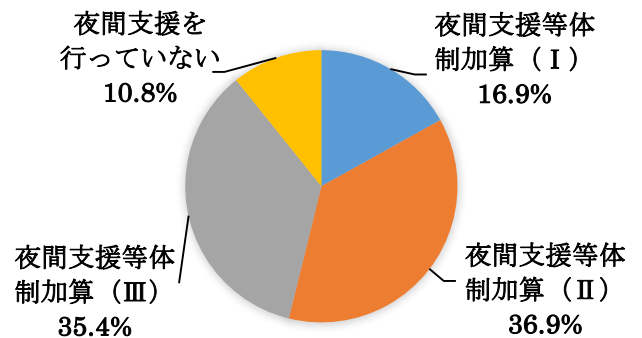
①「独自で探す」との回答が18事業所、②「不動産会社を通して探す」との回答が20事業所と拮抗している。しかし、傾向として改正建築基準法に適合する物件を探すということから、不動産関係の専門家である不動産会社を通して探す傾向にある。

<労働基準法との関係について>

問1 夜間支援等体制加算の内、どの体制で運営していますか。いずれかを○で囲んでください。

※複数回答した事業所あり

①	夜間支援等体制加算（Ⅰ）	11
②	夜間支援等体制加算（Ⅱ）	24
③	夜間支援等体制加算（Ⅲ）	23
④	夜間支援を行っていない	7



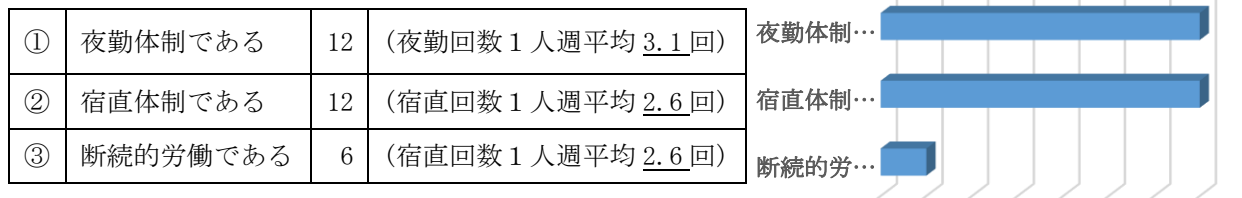
—考察—

実際に夜間職員を配置している加算（Ⅰ）（Ⅱ）が半数を超えており、総合支援法における同加算によって以前より夜間対応可能な事業所が増えたと推察される。

問2 問1で①「夜間支援等体制加算（Ⅰ）」又は②「夜間支援等体制加算（Ⅱ）」と回答した事業所にお聞きします。あなたの事業所の夜間支援体制について、該当する項目を○で囲んでください。

（複数回答可）

また、選択した項目の（ ）内に、1人当たりの夜勤又は宿直回数（1週間当たり）をご記入ください。



—考察—

宿直体制で1人あたりの平均宿直回数が2.6回となっており、業務委託契約としてしているところが殆どと思われるが、週1回の制限を越えている現状にある。グループホームでの適正な夜間配置を検討する必要がある。

問3 世話人と個人の業務委託契約を結んでいる場合、契約者数をご回答ください。

業務委託契約数 総合計 115名(最大33名、最小1名)

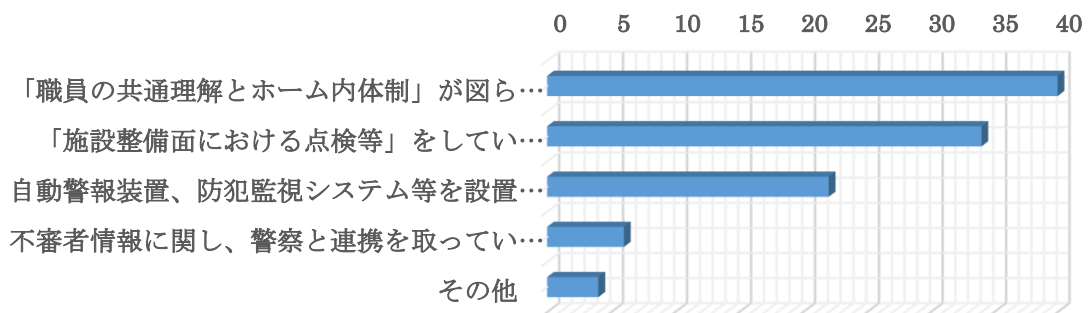
—考察—

個人の勤務日数や他の仕事内容は不明だが、業務委託契約の形態がグループホーム勤務者に馴染むものか精査する必要がある。

<その他>

問1 あなたの事業所において、入居者の安全確保のために行っていることについて、該当する項目を○で囲んでください。(複数回答可)

①	「職員の共通理解とホーム内体制」が図られている。 (例：職員会議や外部からの侵入者の確認)	40
②	「施設整備面における点検等」をしている。 (例：門・窓・出入口・避難口、鍵等の確認)	34
③	自動警報装置、防犯監視システム等を設置している。	22
④	不審者情報に関し、警察と連携を取っている。	6
⑤	その他	4



—考察—

相模原市における事件直後であり危機管理意識が高い数値と感じる。中でも防犯監視システム等の設置を具体的に実施している事業所も多く、補助金制度の活用により更に増加すると思われる。

※ 「その他」に○をした場合、具体的にご記入ください。

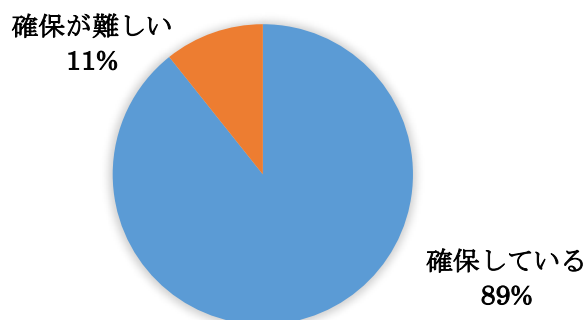
- ・セキュリティ会社と契約をしている。(2)
- ・不審人物等の情報について、近隣住民と情報交換。
- ・施錠を徹底しているが、夜間支援を行っていないので対応に限界がある。
- ・各ホームに24時間体制にて職員がいる。

—考察—

事業所だけで対応するのではなく、セキュリティ会社との契約、近隣住民や警察機関等との連携が必要とされるのではないかと。

問2 あなたの事業所では、世話人の研修機会を確保していますか。いずれかを○で囲んでください。

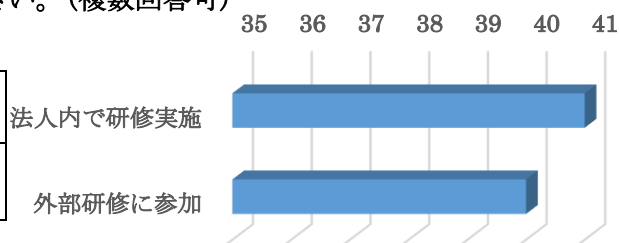
①	確保している	50
②	確保が難しい	6



—考察—
 研修機会を確保している事業所が多く、必要性を痛感している状況が窺える。

問3 問2で①「確保がしている」と回答した事業所にお聞きします。研修の機会をどのように確保していますか。該当する項目を○で囲んでください。(複数回答可)

①	法人内で研修を行っている	41
②	外部の研修会に参加させている	40



—考察—
 内部研修と外部研修がほぼ同数であり、内部研修を実施している事業所は外部研修も併せて実施しており、意識の高さが窺える。

問4 問2で②「確保が難しい」と回答した事業所にお聞きします。その理由を下記にご記入ください。

- ・世話人の研修そのものについて考えが及ばなかった。今後検討する。
- ・(研修の確保は難しいが、)避難訓練等の実施を通して、いろいろ経験させている。
- ・最少人数で仕事を行っているため、休みがなかなかとれない。(2)
- ・外部研修会との日程が合わないことが多い。
- ・夜間職員のみのため研修が難しい。

—考察—
 事業所の規模や職員体制から研修時間の確保が難しい事業所も存在しており、研修確保の方法について、更に工夫が必要と感じる。

問5 障がい者の地域移行（地域生活）に重要な役割をもつ共同生活援助事業について、運営に係る課題及び国・県への要望等がありましたら記入ください。

- ・世話人の確保及び雇用形態、業務内容の検討（業務委託ではなく、生活支援員兼世話人として雇用等）。また、その際の人件費の捻出に苦慮している。
- ・ホームの老築化による住替え問題。（建築基準法及び消防法の基準を満たす物件探し、新築大家探し等。また、周辺の住民への理解。）
- ・グループホームが小規模施設化せざるを負えない状況。⇒1 ホームの入居定員を増やして夜勤職員配置する等。
- ・報酬が充分でなく、職員の確保が難しい
- ・特に重度（5、6の区分の方）の支援は夜間でも複数の職員（定員5名でも）が必要となり、運営は赤字が大きくなっている。報酬の増額をお願いしたい。
- ・世話人の求人に応募が集まらず、また夜間支援等体制加算の算定基準が厳しく、夜間世話人が宿泊していても、夜勤、宿直でない事から加算が算定されないため、グループホームの経営が日々厳しくなっている。
- ・利用者の年齢が上がり障害への支援だけでなく、介護支援も増えている。それに伴って職員の介護技術や知識の習得の場が必要になっていること。また、グループホームの設備面での改築や改装も必要となってくるが、それらの予算を捻出する方法等、障がいのグループホームにおいても、介護分野における支援負担や費用負担が重くなっている。障がい支援と介護支援の各分野の交流の場（研修会等）が、今後多く設けられていく事が望まれる。
- ・共同生活援助事業の課題について、運営面では変則勤務に対応する支援員又は世話人の確保の難しさや、介助度が高い方から、精神面や社会的な支援が高い方等支援者の対応についても大きな幅がある。また夜間対応の難しさや、宿直について労基法の縛りも運営を難しくしている。
- ・平成26年4月から愛知県で実施されたGH適用規定の緩和策を、ぜひ岩手県においても実施していただき、当事者の方々がより多く地域での暮らしを実現できるよう取り組んでいただきたい。
- ・世話人の雇用について、県内の事業所の多くが委託契約されていると聞くと、労基法に照らして適正な雇用及び勤務体制について、モデルを示していただきたい。
- ・消防法が厳しすぎて、認可が出ない。
ガラスの厚さ、スプリンクラー設置、部屋だけでなく扉のついている洗濯干し場、建物が同一になっていると、隣の事務所まで等々と…。27年に新しくグループホームを立ち上げたが、消防法により29年度まで許可が出なかった。29年3月現在スプリンクラーをつければ消防の検査に入ると言われたが、設置費用が約700万円必要である。しかたなく業者をお願いして4月には完成する予定であるが、入居者の費用負担を増やすわけにもいかない。障がいのある人達からは必要とされても経費が掛かりすぎて大きな問題である。
- ・重度の利用者の夜間支援に係り、人員が足りない。
- ・建築基準が厳しい。
- ・平成26年度から夜間支援体制加算の減額により運営は厳しい状態である。また、消防法や

建築基準法との関係で、グループホームの基準が見直されている。そのことで建設費が上がり、家賃が高くなり利用者への負担が大きい。

- ・重度利用者には介護サービス包括型にヘルパーの支援を投入していくことは必須であり、制度的に継続を希望する。
- ・グループホームは既存の住宅を活用し、地域で家庭的で小規模な暮らしを実現してきたが、消防法では社会福祉施設、建築基準法では寄宿舎扱いになり、既存の住宅の活用が容易でなくなった。建築基準が不十分な場合は、代替え措置として取るべき対策を取ることで、安全性が確保されれば良いのではないか。
- ・世話人が年次有給休暇を取った場合、代替の世話人分と合わせ2人分の給与が発生しており、グループホームは通所事業所と違い人件費が掛かる。
- ・日中支援加算（Ⅱ）について、3日目から算定になっているが、2日目まで対応した支援員の人件費は法人持ち出し。3日目、4日目が土日で休日だった場合4日間算定できない。1日目からの算定を要望する。
- ・利用者の外泊や入院により、本体報酬及び夜間支援体制加算がその分算定できないが、対応する利用者の人数が変わっても世話人は配置しており、人件費は変わらず掛かる。日ごとの請求で無く、月毎の請求を要望する。
- ・グループホーム利用者の重度化・高齢化が進んでおり、長期入院者も多く、入院時の加算だけでは収入面が大きく落ち込む。3か月以上又は3か月以上入院の見込みで契約解除としているが、実際のところ、帰る場所のない利用者が多く、契約解除できない。また、契約解除事由にならないよう、入院期間を3か月未満にして一度退院し、その後再入院される方もいる。重度化・高齢化した利用者の利用はリスクが高く、経営困難に陥る可能性がある。介護保険優先原則となっているが、介護保険事務所に申込をしても、現実に入所できない。入院中は加算のみでなく、本体報酬を減額して請求できるよう要望する。
- ・世話人のなり手がいない。世話人の雇用形態を安定させることで世話人をやっていただける人が増えると思われる。世話人を臨時職員に引き上げるために、人件費の補助を希望する。

—考察—

消防法及び建築基準法への対応で苦慮している意見が多く寄せられている。安全確保の視点では、設備設置や改築もやむを得ないが、実際の運営となると事業継続や事業拡大の足かせとなっている現状にある。

職員確保が難しくなり、運営基準を満たすことができない可能性のある事業所も存在している。事業所単独の努力だけでは対応の限界を感じる。報酬の引き上げによるより一層の人件費引き上げを図る必要があるのではないか。

資料編

＜岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会平成 28・29 年度調査研究事業＞

地域移行に係る事業所の実態調査

～地域移行から見た地域資源としてのグループホームの現状と課題～

○ アンケート調査へのご協力をお願い

本調査は、障がい者福祉協議会調査研究委員会が実施するもので、グループホームを運営する事業所を調査対象としています。

昨今、改正障害者総合支援法において地域で一人暮らしを支える「自立生活援助事業」が新設され、これまで以上に障がいの社会自立、地域移行が強く進められようとしています。また、グループホームの整備については、建築基準法や消防法等への対応等、事業所の課題や負担は増加しています。

本調査では、障がいの地域移行の現状、グループホームの実態を把握し、平成 30 年度報酬改定やグループホーム運営について、国や県の施策に反映させることを目的に実施します。

○ 調査基準日

平成 29 年 1 月 1 日

○ 記入上の留意点

- ・ グループホームを運営されていない事業所については、回答不要です。
- ・ 本調査は、住居(ホーム)単位ではなく、指定事業所単位で回答し、管理者ないし担当者がご記入ください。
- ・ 設問には、初めから順にお答えいただき、記入もれのないようご確認ください。
- ・ 回答選択肢につけていただく○印は、一つだけの場合と複数の場合があります。
- ・ 本様式のデータを希望される場合は、障がい者福祉協議会ホームページからダウンロードできます。

【障がい者福祉協議会ホームページ】

<http://www.iwate-selp.net/fukushi/>

※ ホームページ内の「予算・事業等」に掲載しております。

○ 本調査に関するお問合せは、下記担当者までお願いします。

岩手県社会福祉協議会福祉経営支援部（担当：高山親也）

〒020-0831 盛岡市三本柳 8 地割 1 番 3 ふれあいランド岩手内

T E L : 019-637-4407 F A X : 019-637-4255

M A I L : s-takayama@iwate-shakyo.or.jp

平成 29 年 3 月 17 日(金)までに、同封の返信用封筒にてポストに投函いただくか、担当あてメールにてご提出をお願いします。

地域移行に係る事業所の実態調査票

法人名		事業所名	
記入者氏名		役職名	
電話番号		F A X 番号	

○以下の間にご回答をお願いします。選択肢については、○印をつけてください。

<事業所情報> ※ 基準日：平成 29 年 1 月 1 日現在

問 1 あなたの事業所の所在地、指定年度、定員、障がい種別毎の人数について、ご回答ください。（③、⑦は○で囲んでください。）

①所在地（市町村）	岩手県 市 ・ 町 村		
②指定年度（事業開始年度）	昭和・平成 年 月 日		
③グループホームの形態	介護サービス包括型 ・ 外部サービス利用型		
④グループホーム数	箇所		
⑤定員	人		
⑥GH入居者の障害種別 及び人数	知的（ 人）	精神（ 人）	身体（ 人）
	男性（ 人）	男性（ 人）	男性（ 人）
	女性（ 人）	女性（ 人）	女性（ 人）
⑦世話人の勤務形態	通い型 泊まり型		

問 2 あなたの事業所では、過去 3 年間の内、新たに入居者（在宅の方がご家庭を離れた場合も含む）として受け入れたご利用者はいますか。いる場合は、年度ごと的人数をご記入ください。

2 5 年度（ 人）	2 6 年度（ 人）	2 7 年度（ 人）
男性（ 人）	男性（ 人）	男性（ 人）
女性（ 人）	女性（ 人）	女性（ 人）

問3 あなたの事業所から、過去3年間の内、他の暮らしの場に移行したご利用者はいますか。いる場合は、年度ごとの人数をご記入ください。

	25年度	26年度	27年度
アパート・下宿	人	人	人
障害者支援施設	人	人	人
入所施設 (介護保険関係等)	人	人	人
他のグループホーム	人	人	人
家庭(親元)	人	人	人
病院	人	人	人
その他	人	人	人
死亡	人	人	人

※ 「その他」に記入した場合、具体的な移行先をご記入ください。

--

問4 平成28年4月から障がいの有無によって分け隔てなく、共生する社会の実現に向けて障害者差別解消法が施行されました。しかし、法施行に反し障がい者施設(グループホーム)設置への反対運動に直面した事例を良く聞きますが、あなたの地域でも地域住民の反対でグループホーム設置を見送ったケースがありますか。いずれかを○で囲んでください。

①	ある
②	なし

問5 問4で①「ある」と回答した事業所では、グループホーム設置の理解を得るために、地域に対し、どのような働きかけをしましたか。具体的にご記入ください。

--

問6 あなたの事業所における世話人との雇用契約関係及び年齢構成をご記入ください。

	正規職員	非正規職員	業務委託契約
10代	人	人	人
20代	人	人	人
30代	人	人	人
40代	人	人	人
50代	人	人	人
60代	人	人	人
70代	人	人	人
計	人	人	人

問7 あなたの事業所では、世話人やバックアップ施設職員以外に事業所担当(生活支援員等)の職員を配置していますか。いずれかを○で囲んでください。

①	している
②	していない

問8 問7で①「している」と回答を頂いた事業所にお聞きします。その職員数は何人ですか。いずれかを○で囲ってください。

①	1人
②	2人
③	3人
④	4人
⑤	5人以上

<高齢障がい者への対応について>

問1 介護サービス包括型の事業所にお聞きします。あなたの事業所では、障害者ホームヘルパーを活用していますか。いずれかを○で囲んでください。

①	活用している
②	活用していない

問2 問1で①「活用している」と回答をした事業所にお聞きします。平成29年1月1日を基準日として、直近1か月の対象利用者数、延べ利用回数をご記入ください。

対象ご利用者数	人 / 月
延べ利用回数	回 / 月

問3 問1で②「活用していない」と回答した事業所にお聞きします。障害者ホームヘルパーを活用しない理由について、いずれかを○で囲んでください。

①	事業所の職員で対応できている
②	活用できる障害者ヘルパー事業所が地域に少ない又ははない
③	活用方法が十分理解できていない
④	その他

※ 「その他」に○をした場合、具体的にご記入ください。

--

問4 問1で②「活用していない」と回答した事業所にお聞きします。利用者の高齢化と重度化を踏まえ、障害者ホームヘルパーの活用は今後必要だと思いますか。いずれかを○で囲んでください。

①	必要である
②	必要ない

問5 あなたの事業所で、介護保険サービス(訪問介護)を利用している方はいますか。いずれかを○で囲んでください。なお、①「いる」と回答した事業所は、人数をご記入ください。

※ 要介護認定を受けている方は、平成30年3月31日まで利用できます。

①	いる ⇒ () 人
②	いない

<消防法との関係について>

問1 あなたの事業所では、各市町村で制定されている火災予防条例において求められている「防火対象物使用開始届出書」を、管轄内の消防署に提出していますか。いずれかを○で囲んでください。

①	提出している
②	一部提出している
③	提出していない

※ ①「提出している」又は②「一部提出している」と回答した事業所は、「防火対象物使用開始届出書」を、管轄内の消防署に提出しているグループホーム数をご記入ください。

運営しているグループホーム数_____か所中、 提出しているグループホーム数_____か所
--

問2 あなたの事業所で、消防法施行令第十二条(スプリンクラー設備に関する基準)に該当し、スプリンクラー設備の設置が求められているグループホームはありますか。いずれかを○で囲んでください。

①	ある
②	ない

※ ①「ある」と回答した事業所は、スプリンクラー設備を設置しているグループホーム数をご記入ください。

運営しているグループホーム数_____か所中、 設置しているグループホーム数_____か所
--

問3 あなたの事業所では、消防法施行令第十二条(スプリンクラー設備に関する基準)に際し、「介助がなければ避難できない者」が8割を超えないように制限したことがありますか。いずれかを○で囲んでください。

①	ある
②	ない

※ ①「ある」と回答した事業所は、具体例をご記入ください。

--

※ 「介助がなければ避難できない者」とは、障害支援区分が4以上の者であって、認定調査項目（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号）別表第一に掲げる項目において、次のいずれかに該当する者です。

1	認定調査項目三の群「移乗」において、「支援が不要」又は「見守り等の支援が必要」に該当しない者
2	認定調査項目三の群「移動」において、「支援が不要」又は「見守り等の支援が必要」に該当しない者
3	認定調査項目六の群「危険の認識」において、「支援が不要」又は「部分的な支援が必要」に該当しない者
4	認定調査項目六の群「説明の理解」において、「理解できる」に該当しない者
5	認定調査項目八の群「多動・行動停止」において、「支援が不要」に該当しない者
6	認定調査項目八の群「不安定な行動」において、「支援が不要」に該当しない者

問4 あなたの事業所では、消防法施行規則第二十五条(消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準)に該当し、自動火災報知設備の感知器の作動と連動した火災通報装置の設置が求められているグループホームはありますか。いずれかを○で囲んでください。

①	ある
②	ない

※ ①「ある」と回答した事業所は、「自動火災報知設備の感知器の作動と連動した火災通報装置」の設置が求められているグループホーム数をご記入ください。

運営しているグループホーム数_____か所中、 設置が求められるしているグループホーム数 _____か所

問5 経過措置期間の平成30年3月31日までにスプリンクラー、自動火災報知設備、火災通報装置等を設置しなければなりません、費用の捻出をどのように考えていますか。いずれかを○で囲んでください。

①	自己資金で設置する予定
②	自己資金では厳しいので国及び県からの補助金を期待する
③	その他

※ 「その他」に○をした場合、具体的にご記入ください。（記入欄は次ページ）

--

<建築基準法との関係について>

問1 あなたの事業所では、建築基準法第6条（建築物の建築等に関する申請及び確認）により、グループホームに供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるものについて、「用途変更確認済書」を提出していますか。いずれかを○で囲んでください。

①	提出している
②	一部提出している
③	提出していない

※ ①「提出している」又は②「一部提出している」と回答した事業所は、「用途変更確認済書」を提出しているホーム数を記入ください。

運営しているホーム数_____か所中、 「用途変更確認済書」を提出しているホーム数_____か所

問2 あなたの事業所では、岩手県建築基準法施行条例第4条（敷地と道路の関係）の条件を満たし、「建築確認済証」を提出していますか。いずれかを○で囲んでください。

①	提出している
②	一部提出している
③	提出していない

※ ①「提出している」又は②「一部提出している」と回答した事業所は、「建築確認済証」を提出しているグループホーム数をご記入ください。

運営しているグループホーム数_____か所中、 「建築確認済証」を提出しているグループホーム数_____か所

問3 あなたの事業所では、建築基準法の規定に適合していないとして移転、規模縮小の是正が求められた場合にどのように対応しますか。下記にご記入ください。

--

問4 建築基準法の規定に適合していないグループホームがある場合、代替物件をどのように設置しようと考えていますか。いずれかを○で囲んでください。

①	新たに建築基準法の規定に適合する賃貸物件を探す
②	自己資金で建築する
③	①と②の両案で検討する
④	未定

問5 問4の設問で①「新たに建築基準法の規定に適合する賃貸物件を探す」又は③「①と②の両案で検討する」と回答した事業所にお聞きします。賃貸物件をどのような方法で探す予定ですか。該当する項目を○で囲んでください。(複数回答可)

①	独自で探す
②	不動産会社を通して探す

<労働基準法との関係について>

問1 夜間支援等体制加算の内、どの体制で運営していますか。いずれかを○で囲んでください。

①	夜間支援等体制加算（Ⅰ）
②	夜間支援等体制加算（Ⅱ）
③	夜間支援等体制加算（Ⅲ）
④	夜間支援を行っていない

問2 問1で①「夜間支援等体制加算（Ⅰ）」又は②「夜間支援等体制加算（Ⅱ）」と回答した事業所にお聞きします。あなたの事業所の夜間支援体制について、該当する項目を○で囲んでください。(複数回答可)

また、選択した項目の（ ）内に、1人当たりの夜勤又は宿直回数（1週間当たり）をご記入ください。

①	夜勤体制である（夜勤回数1人週_____回）
②	宿直体制である（宿直回数1人週_____回）※ 労基上原則週1回
③	断続的労働である（宿直回数1人週_____回）※ 労基上週2～3回程度

問3 世話人と個人の業務委託契約を結んでいる場合、契約者数をご回答ください。

業務委託契約数_____名

<その他>

問1 あなたの事業所において、入居者の安全確保のために行っていることについて、該当する項目を○で囲んでください。(複数回答可)

①	「職員の共通理解とホーム内体制」が図られている。 (例：職員会議や外部からの侵入者の確認)
②	「施設整備面における点検等」をしている。 (例：門・窓・出入口・避難口、鍵等の確認)
③	自動警報装置、防犯監視システム等を設置している。
④	不審者情報に関し、警察と連携を取っている。
⑤	その他

※ 「その他」に○をした場合、具体的にご記入ください。

--

問2 あなたの事業所では、世話人の研修機会を確保していますか。いずれかを○で囲んでください。

①	確保している
②	確保が難しい

問3 問2で①「確保がしている」と回答した事業所にお聞きします。研修の機会をどのように確保していますか。該当する項目を○で囲んでください。(複数回答可)

①	法人内で研修を行っている
②	外部の研修会に参加させている

問4 問2で②「確保が難しい」と回答した事業所にお聞きします。その理由を下記にご記入ください。

--

問5 障がい者の地域移行（地域生活）に重要な役割をもつ共同生活援助事業について、運営に係る課題及び国・県への要望等がありましたら記入ください。

ご協力ありがとうございました。

岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会 調査研究委員会

【平成 28 年度調査研究委員会名簿】

No.	選出枠	役職名	委員会	氏名	施設名
1	中央	幹事	調査研究委員会 委員長	古館 友師	元気丸
2	県南	幹事	調査研究委員会 副委員長	佐藤 宏昭	松風園
3	沿岸	副会長	調査研究委員会	朝倉 紀宏	慈愛福祉学園デイサービスセンター
4	県北	副会長	調査研究委員会	深瀬 祐司	恵水園
5	中央	幹事	調査研究委員会	利府 みちる	ファーム仁王
6	県南	幹事	調査研究委員会	久保田 博	ワークセンターわかくさ
7	両磐	幹事	調査研究委員会	千早 敬	千厩ワークプラザ
8	両磐	幹事	調査研究委員会	皆川 利法	第二ふじの実学園
9	沿岸	幹事	調査研究委員会	佐々木 伸介	吉浜荘
10	県北	幹事	調査研究委員会	山崎 敏夫	カナン牧場
11	県南	会長	オブザーバー	松田 賢雄	遠野コロニー

【平成 29 年度調査研究委員会名簿】

No.	選出枠	役職名	委員会	氏名	施設名
1	中央	幹事	調査研究委員会 委員長	古館 友師	元気丸
2	県南	幹事	調査研究委員会 副委員長	藤田 泰	松風園
3	県北	副会長	調査研究委員会	深瀬 祐司	恵水園
4	沿岸	副会長	調査研究委員会	中村 賢司	慈愛福祉学園デイサービスセンター
5	中央	幹事	調査研究委員会	利府 みちる	ファーム仁王
6	県南	幹事	調査研究委員会	久保田 博	ワークセンターわかくさ
7	両磐	幹事	調査研究委員会	千葉 忠枝	千厩ワークプラザ
8	両磐	幹事	調査研究委員会	皆川 利法	第二ふじの実学園
9	沿岸	幹事	調査研究委員会	佐々木 伸介	吉浜荘
10	県北	幹事	調査研究委員会	山崎 敏夫	カナン牧場
11	県南	会長	オブザーバー	松田 賢雄	石上の園

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会平成 28・29 年度調査研究事業

地域移行に係る事業所の実態調査報告書

～地域移行から見た地域資源としてのグループホームの現状と課題～

発行日 2017 年 8 月 25 日

発行者 社会福祉法人岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会

事務局 〒020-0831 盛岡市三本柳 8 地割 1 番 3 ふれあいランド岩手内

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 福祉経営支援部

電話 019-637-4407 F A X 019-637-4255